

平成 2 2 年

御嵩町議会第 1 回臨時会会議録

平成 22 年 2 月 10 日 開会

平成 22 年 2 月 10 日 閉会

御 嵩 町 議 会

平成22年御嵩町議会第1回臨時会会議録目次

2月10日(第1号)	ページ
1. 議事日程	3
2. 出席議員	3
3. 欠席議員	3
4. 説明のため出席した者の職・氏名	4
5. 職務のため出席した者の職・氏名	4
6. 開会の宣告	5
7. 町長あいさつ	5
8. 会議録署名議員の指名	6
9. 会期の決定	6
10. 諸般の報告	6
11. 議案の上程及び提案理由の説明	7
議案第1号～議案第3号 3件	
12. 議案の審議及び採決	
議案第1号	11
議案第2号	13
議案第3号	14
13. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定	16
14. 町長あいさつ	16
15. 閉会の宣告	17
16. 署名	18

平成 22 年 2 月 10 日

第 1 回 御嵩町議会臨時会会議録（第 1 号）

平成22年御嵩町議会第1回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成22年2月10日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成22年2月10日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第1号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について
 - 議案第2号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第3号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

平成22年2月10日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 1件

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 3件

議案第1号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第2号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 3件

議案第1号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第2号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	12番 木下四郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺公夫	副町長	竹内正康
教育長	丹羽一仁	総務部長	山田儀雄
民生部長	瀬瀬久美	教育担当参事	加藤保郎
まちづくり 担当参事	堀智考	総務課長	渡辺義弘
企画課長	鍵谷昌孝		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	桑下増美	議会事務局 書記	佐久間英明
--------	------	-------------	-------

開会の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成22年御嵩町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりです。お願いいたします。なお、鈴木建設部長につきましては、御親族の御不幸のため、本日の会議を欠席しますとの連絡がありましたので報告をいたします。

招集者 渡辺町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

皆さんどうも、おはようございます。

平成22年第1回臨時会を召集させていただきましたところ、早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、提案いたします議案は3件であります。1件は地デジ化による総務省からの有利な交付金等々がやっと見つかりましたので、補正予算として組ませていただくという内容であります。また、消防の条例改正については、私が町長になりました際、大変懸念しておりました消防団の組織改革について、OBに参加していただくための条例の整備であります。

昨年の夏ごろから低迷していた景気も、何とか持ち直しつつあるという印象を持っておりました。御嵩町内の企業も、正従業員であります。ほぼ2交代でいっぱい状態で行っているというような状況で報告を受けておりましたので、年が明けたらまた雇用の方でも拡大されるのではないか、そういう予定も聞こえてきておりましたが、この2月に入って、トヨタ自動車のリコール、また航空機の座席の試験データ改ざん等と、物づくり大国の信頼を得てきた日本にとって、大変マイナスの要素が大きなものであらわれてきました。これによって、持ち直しつつあった経済の方が、また停滞するようなことがあれば御嵩町においても大変な影響を受けるということを思います。劣悪の状態だと今感じております。私の友人・知人でも、商売をやめるとか、工場を閉鎖するとか、また倒産してしまったとかいう話を常に聞きます。何とかそういう意味では、経済が全世界でよくなっていかないと、御嵩の経済の資金もそこに影響を受けておりますので、祈るばかりでありますけれど、何とか上方修正ができるような明るい状態になっていけばと思っております。

本日の議案は3件ありますが、慎重なる御審議をいただきますようお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 岡本隆子さん、8番 亀井千歳君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る1月27日の議会運営委員会で本日1日と決めさせていただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

議長（鈴木元八君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長報告を行います。

報告第1号 専決処分の報告について。損害賠償の額について、朗読を省略し、説明を求めます。
渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

それでは報告をさせていただきます。

諸般の報告つづりの1ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告をいたします。

専決第8号 事件に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、平成21年12月28日に専決処分を行いましたので報告をいたします。被害の場所は、

御嵩町御嵩字北山2894番地4の町有林であります。相手方は、八百津町錦織1674番地1、岐阜スプリング株式会社 岐阜スプリングゴルフクラブ代表取締役 福島幸市です。

事件の概要は、岐阜スプリングゴルフクラブの拡張開発の際に、隣接する町有林250平方メートルを、御嵩町の許可なしに無断開発をしたことをパトロール中に確認をいたしました。被害の程度は、ヒノキ及びナラ等の雑木の伐採と土地の造成を行ったものであります。復元につきまして、岐阜スプリングゴルフクラブが土砂の埋め戻し、ヒノキ苗、ナラ、カシ、カエデ等の雑木苗を植樹させ、平成21年11月11日に確認をいたしました。損害賠償の額は、50万円を平成21年12月28日に入金しております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

以上で、諸般の報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本議会に提案されました議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件3件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第1号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、議案第2号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件について、朗読を省略し説明を求めます。

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

それでは、議案第1号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について御説明をいたします。

お手元の補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1億1,462万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億8,539万円とするものです。今回の補正予算は、平成23年7月から実施

されます地上デジタル放送に伴い、町内の難視聴地域解消事業として、国の補助を活用して地域情報基盤整備を行うものです。

それでは6ページをお開きください。

歳入から説明をいたします。款14国庫支出金、目01総務費国庫補助金8,482万1,000円は、地域情報通信基盤整備推進交付金として、対象事業費の3分の1を、地域活性化・公共投資臨時交付金として対象事業費の3分の2の8割程度の補助金です。款18繰入金1,304万9,000円は、町負担分を財政調整基金から繰り入れるものです。次の款20諸収入1,675万8,000円は、事業費の一部を事業者に負担していただくものです。

7ページをお開きください。

歳出ですが、款02総務費1億1,462万8,000円は、難視聴地域デジタル回線工事費です。

以上で、補正予算の説明を終わります。

次に、議案つづりの2ページをお開きください。

議案第2号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

今回の改正の概要につきましては、既に議員全員協議会等で説明しておりますとおり、最近の消防団員の加入促進について、少子化のあおりもあり大変苦労してみえます。また団員の勤務地は町外が多く、昼間の火災等、災害時の出動が困難な状況になっております。こうした状況の中、消防団員や役場職員、団員OB等により対策会議を開催し、検討してきたところであります。今回の改正は、こうした状況を少しでも解決する対策として、各分団に昼夜の火災発生時やその他の災害時のみの活動をお願いし、消防力を補完する機能別消防団員として、災害支援団員を設置するため、関連する部分を今回改正するものです。

資料つづりの1ページをお願いします。

新旧対照表で説明いたします。

第1条から、各条項において「団員」を「非常勤消防団員」に改めています。第2条の2を追加して、非常勤消防団員の種類を、基本団員と災害支援団員に区分する旨を明文化しております。また、災害支援団員の任務については、町長が別に定めることと規定していますが、先ほど申し上げましたように、災害時の出動等を想定しており、分団訓練、式典・操法などへの参加は義務づけのないこととしております。第3条では、団長は基本団員の人数の確保が困難なときに、分団定数の範囲内で災害支援団員を任用できるものとし、消防団員もしくは消防職員として経験5年以上を有するものとしております。

3ページをお開きください。

第12条では、災害支援団員の年額報酬を1万円としております。

その他、用語の改正を行っております。この条例は、平成22年4月1日から施行するものです。

次に、議案つづりの方へお戻りいただきまして4ページをお開きください。

議案第3号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

この改正は、災害支援団員を設置することに伴い、基本団員と区別して対象報償金が支給できるようにするため、関連する部分を改正するものです。

資料つづりの5ページをお開きください。

新旧対照表で説明をいたします。

第2条では、非常勤消防団員の退職報償金を支給する勤務年数を「2年以上」から「5年以上」に改めています。第4条では、災害支援団員として勤務した者に、退職報償金を支給することを定めております。第4条の3第2項では、勤務年数を5年にしたことにより、支給金額の算定方法について各文を整理しております。

その他用語の整理を行っております。この条例は、平成22年4月1日から施行するものです。

以上3件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

ただいま議案3件についての説明が終わりました。ここで暫時休憩をいたします。

再開は9時30分とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

木下君。

12番（木下四郎君）

その前に、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、議論をする前に、8日の日に全員協議会が行われました。このときに資料を配付されております。これが、突如ここで、前回はそうでしたけども議案となって出てきておるわけですが、これはいかなるものですか。どこでそういうふうに、法的にそれで通用するのかせんのか。一層議論を深めていくというのが、この議会のあり方ではないかと思えます。この辺について、議長も含めて一遍どういう見解を持ってみえるかお聞きをしたいと思えます。資料が議案になる、その根拠は何であるか。費用を削減するためということならば、もっともっと、ほかに費用削減の方法はあると思えます。その根拠をお示しいただきたいと思えます。

議長（鈴木元八君）

今の木下議員の問題に対しまして、まず議長から話をさせていただきますが、これは先般の全員協議会で、木下議員のおっしゃることにつきましては議員全員協議会で了解をしました。その理由

は、まず議会の議員の資料に対する研さんの場をしっかりと持ていただくということと、それから議会の議員がその原案に対する文章の把握、書類の把握、調査・研究、開かれた議会、ここらを渡辺町長も以前からそのような考えがございまして、議会のいわゆる提出時期前にその議案を皆さんに朗読しておいてもらおうと、こういうようなことで、これは議会の運営をスムーズにいくこと、そして議会の議員の皆さんの、研さんの場を広めるということでありまして、何ら、その法的な措置、いわゆる木下さんのおっしゃる、これはおかしいんじゃないかということですが、御嵩町の議会としては開かれた議会の運営を再度行うために、そういう話があっても御嵩町の議会としては、このような方法でいこうということで、この前の全協で全員取り組んだわけですから、議長としてはそれを推奨させていただいております。したがって、この問題に対する定義につきましては、議会の議長も議会の議員の全員の皆さんも御了解を願っておられることであって、町の執行部があえてこれを無視して出したということではございませんので、この点十分御理解願って、今後このような方法でいきたいと思いますが、もし難点を示すようであれば、再度、よい方法に向けての検討は、今後考えていかなければならないと思いますが、そのようなふうでこの場は御理解をいただきたいと思います。議長としてよろしく申し上げます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

今の御質問ですが、私、議員をやっておりましたので、若干説明をしたいと思います。

こういう形にさせていただいたのは、私が議長をやらせていただいているときに、方向転換をしたということです。一番ネックとなったのは、予算書・決算書であります。3月定例会が始まりますと、当然予算審議をしていただくことになるわけですが、以前は議会初日しか手に入らないと。精読期間等々もありますけれど、研究する時間が非常に短いというネックがありましたので、できるだけ印刷が仕上がった時点で、予算書・決算書についても、議員の皆さんに配布してもらえないかということで、行政の方に議会側から要望をしたと、それにこたえていただいたと。その延長線上で今回のような議案集も事前にお渡し、結果的には部数をつくる必要がないもんですから、紙の節約にも寄与しているという結果論であって、もともとは決算書・予算書を早く議員の皆さんに手にしていただくということを主たる目的に改革させていただきました。以上です。

議長（鈴木元八君）

以上の説明でよろしいでしょうか。今後、今までのような、このような方法でいきたいと思いますが御異議ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、じゃあ皆さんの了解が得られましたので、これからもこのような方法でいきたいと思えます。

休憩時間、ちょっと延びるようですが、35分までにしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩をいたします。

午前9時24分 休憩

午前9時37分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第1号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

ちょっと2点ほどお尋ねしたいことがあります。補助対象事業費の3分の2の8割が臨時交付金として交付されるということなんですけども、最大9割で現在のところ8割を見込んでいるという御説明だったと思いますが、これは地域によって評価があつて、この比率が変わるのかあるいは、最初9割であつたものが今のところまだ未確定で決まっていないかということと、それからランニングコストの方で、電柱共架料年間150万円が年間にかかるということなんです。以前はインターネットで調べたところという御説明があつたんですが、これは決定したものかという2点、ちょっと教えていただきたいんですか。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

伊崎議員の御質問にお答えいたします。

今言われました公共事業臨時交付金、これは地方負担の分の8割という形で予算計上をしておるわけですが、この内容について、この制度が昨年の4月10日に、地域活性化の制度の中でこの交付金が出てきたわけですが、当初は9割という形で想定をしておりました。3分の1の残りの分の9割という想定でおったわけですが、その後、ことしの1月にこの交付金が薄まき事業と、そうでないものと2通りあるということがわかってまいりました。それで御嵩町が交付を受けようとする情報通信基盤整備、これが薄まき事業の交付金に該当するということでありまして、この薄まきの方は最大9割ということで、今は8割ということで見込んでおるわけでありまして、まだ確定ではありません。それと、薄まき事業という形でありますので、地域差で決めたわけではなくこの交付金自体が薄まきの事業に該当するから8割程度で組んだという想定であります。地域性ではありません。

それから、ランニングコストの電柱の共架料150万につきましては、今この延長14キロの中で、800本ほど電柱がある。電柱は中部電力とNTTの電柱を使おうということを想定しておるわけですが、基本料金が違いまして、前回言いましたのはマックスの話で、もう少し詳しく調べてみますと、共架料、中電の場合、高いところで1本当たり2,500円、NTTだと1,300円ということでありまして、その中で、800本程度が年間で150万ほどになるのではないかという、今のところ概算であります。またこれは、申請を今後していくわけですが、その中で共架料は正確な数字が決まってくるということを考えております。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、採決を行います。
本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第2号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

災害支援団員の退職報償金等につきましては、これは団員とのバランスが、一般の団員の、団長・副団長ということじゃなくて、通常の団員ですね、その方々の退職報償金支給表にしたがって、これに準じておられるということではありますが、この別表でいきますと……。

議長（鈴木元八君）

今の質問は第3号に該当しますので、取り消しをいたします。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

5番 植松康祐君。

5番（植松康祐君）

大変御無礼なことをお聞きしますが、説明があったかどうか、ちょっと私覚えがないもので、再度お聞きするんですが、この非常勤消防団員、団長が認めるとかいろいろあるんですが、最高年齢とかいうのは決まっているんですか。ということは、消防団をやめてすぐという方は、例えば遠方へ、名古屋とか岐阜とかへ勤めている人もおみえになる。そういう人たちに、非常勤という話をしてもやっぱり大変だと思うんですが、かといって、あんまり高齢者にすると今度はその人たちがいろいろ問題が出てくる可能性はあると思いますけども、そこら辺の年齢制限というのはどうなのかということを改めてお聞きしたいと思います。以上です。

議長（鈴木元八君）

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

今の植松議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、支援団員は、冒頭で、趣旨等で説明させていただきましたとおり、やはり昼間の災害時等

において、なかなか消防団員が他市町村に出ていますので、非常に出にくいというところから、地元
にみえる方で、極力協力をいただけるような、そういう支援団員体制をつくっていきたいという趣
旨でありまして、それで年齢制限は設けておりません。ただ、職務の内容の中に、非常時の出動と
いうことにのみという形をとっております。それ以外に、式典とか操法訓練とかいろいろあるわけ
なんです、そういったことには参加しないと。この辺のことにつきましては、やはり分団の組織
の運営上、今議員も言われましたとおり、年配の方がおみえになるということになると、やはりそ
こでの統一性といいますか、まとまりといったところから、うまくいくとは思いますが、そういう
ことも一応考えるというところから、非常時だけという対応にしておるということでもあります。な
お、当然のことながら団員の心身ともに健康であるということが第一で、そういったことは団員の
服務規程の中、条例の中にもうたっております。第5条の中にもうたっておりますが、そういった関
係で、やっぱり年齢制限しておりませんが、それなりに災害時に対応できる状態であるということ
でありますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について採決を行います。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第3号 御嵩町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条
例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

先ほどは失礼をいたしました。

災害支援団員の退職報償金の支給につきましては、通常の団員とのバランスの中で対象とする金額等については、それをスライドさせておると。ただ問題なのは、5年以上10年未満、10年以上15年未満という縛りで提案されておりますが、これは例えば5年ぎりぎり退職される場合と、9年在籍していただいたと同じ取り扱いだということでは、若干やっぱり公平性に欠けるのではないかと。したがって、通常団員の退職報償金の支給にそのまま準用させるということの方が、むしろベターではないかなと、そんな思いがいたしますが執行部の考え方をお聞きしたいということがございます。

議長（鈴木元八君）

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

今の谷口議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われますとおり、支援団員につきましては5年単位の刻みになっております。一般団員につきましては、5年を超えますと各年度ごとに表になっておりまして、そういう定めておるところであります。先ほど申し上げさせていただいておりますとおり、職務内容等につきまして常に、訓練、そして式典、それからいざ災害時の派遣等、年間に非常に多い回数かかわっております団員と、それからせんだっての各委員会の方に資料を出させていただきました。昨年1年間の災害時等の非常時がどのぐらいあったかと、出動の資料があるかと思いますが、その中にも載っておりますとおり、災害時は非常に少ない期間であるというようなところを考慮し、また、災害支援団員につきましては、先ほどの植松議員の質問ではありませんが、できる限り支援していただくというところから、やっぱり長い年月順次そうした勤務をお願いできないかなというようなことを考慮いたしまして、5年ごとの刻みにさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（鈴木元八君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（鈴木元八君）

以上で本臨時会に提出されました議案はすべて終了しました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

ただいまは、3議案全会一致で可決していただきました。まことにありがとうございました。4月1日より、消防団員のいわゆる充実というものが、これで図っていけると大変喜んでおりますが、地域の中で、若い消防団員も入っていただけるように、議員の皆さんからもぜひ声をかけていただけたらと思っております。また、先ほどの地デジ化に関係した補正予算でありますけれど、2月末には最終決定で数値が明確になると。おおよそ今回上程させていただいた、予算は変わりませんが、その内容がわかってくると思っております。時間が、これからまだまだ手続き上の時間ということで、必要になってくるかと思いますが、この平成22年末までぐらいには完了させた

いという事業でありますので、ぜひその点についても注目し、また御協力のほどをよろしくお願
いたしたいと思います。長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（鈴木元八君）

これをもちまして、平成22年御嵩町議会第1回臨時会を閉会します。御苦勞さまでした。

なお、議員の皆さん方につきましては、この後すぐ議員控室で10分間ほど連絡事項がありますの
で、議員控室にお集まりください。10分で終わります。よろしくお願ひします。

午前9時54分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員